今治市文化・スポーツ大会等出場支援金交付要綱

　（趣旨）

1. この要綱は、今治市における文化・スポーツの技術向上及び振興発展のため、学校又は文化・スポーツ団体に所属し、文化・スポーツに関する全国的な大会（以下「全国大会」という。）、アジア大会以上の国際競技大会（以下「国際大会」という。）又は国民スポーツ大会に出場する者に対し、予算の範囲内において今治市文化・スポーツ大会等出場支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	1. 全国大会　文部科学省、学校教育機関、学校体育団体、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各種目競技団体（種目団体を構成する団体を含む。）又は中央省庁が　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主催又は共催する大会（国民スポーツ大会を除く。）をいう。ただし、文化部門において前記大会が開催されない分野については、市長が適当と認める大会をいう。
	2. 国際大会　オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会その他国際競技連盟が主催若しくは公認するスポーツの競技会又は国際科学オリンピック及び文化・芸術分野の国際的大会で市長が適当と認める大会をいう。
	3. 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各種目競技団体　日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会又は関係スポーツ団体をいう。

　（支援対象者）

1. この要綱により支援金を受けることができる者は、別表に定めるものとする。

　（支援金の額）

1. 支援金額は、予算の範囲内で別表に定めるとおり交付する。

（支援金の交付申請等の委任）

1. 国民スポーツ大会の支援対象者が支援金を受けようとするときは、支援金の申請、請求及び受領等に関する一切の手続を今治市スポーツ協会に委任しなければならない。

　（交付申請）

1. 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる大会の区分に応じて当該各号に定める書類を添付し、大会10日前までに市長に申請するものとする。

(１)　全国大会及び国際大会　大会要項の写し、選手等名簿及び予選大会結果又は推薦書

(２)　国民スポーツ大会　大会要項の写し及び第５条に規定する委任を証する書面

　（支援金の交付決定）

1. 市長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、支援金を交付する。
2. 市長は、審査の結果、負担金の交付が不適当であると認めるときは、その旨を支援金不交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

　（出場報告）

1. 支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大会終了後１月以内に、文化・スポーツ大会等出場報告書（別記様式第３号）に大会に出場したことが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（支援金の返還）

1. 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、支援金の交付決定を取り消し、又は交付した支援金を返還させることができる。
	1. この要綱に違反したとき。
	2. この要綱に基づいて提出した書類等に虚偽の記載があったとき。
	3. 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
	4. 大会の中止又は交付決定者本人の都合により大会に出場しなかったとき。
	5. 前４号に掲げる場合のほか、不正な行為があったと認められるとき。

（委任）

1. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（今治市文化・スポーツ大会等派遣経費負担金交付要綱の廃止）

1. 今治市文化・スポーツ大会等派遣経費負担金交付要綱は、廃止する。

（今治市国民スポーツ大会派遣経費負担金交付要綱の廃止）

３　今治市国民スポーツ大会派遣経費負担金交付要綱は、廃止する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事項 | 支援対象者 | 支援金額 |
| 全国大会 | 県大会以上の予選を経て出場するもの、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各種目競技団体（都道府県又は四国を統括するものに限る。）の長の推薦を受けて大会に参加するもの又は市長が適当と認めるもので、原則として今治市に住民登録を有する個人とし、次に掲げる全てに該当するものとする。 (１) 各大会における大会要領等で定められ、大会に出場登録されている選手（小・中学校又は高等学校に在籍する児童・生徒に限る。）、監督、コーチ等(２)　当該大会への出場に対し、市から他の補助金又は負担金の交付を受けていないもの | 10,000円 |
| 国際大会 | 正規の日本国内予選を経て出場するもの、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する各種目競技団体（準加盟団体及び下部組織は含む。）の長の推薦により参加するもの又は市長が適当と認めるもので、今治市に住民登録を有する個人又は今治市出身（18歳に至るまでの大半を今治市で過ごしたもの）の個人であって、スポーツ又は文化に関する国際大会に出場するものとし、次の各号のすべてに該当するものとする。(１) 各大会における大会要領等で定められ、大会に出場登録されている選手、監督、コーチ等(２)　当該大会への出場に対し、市から他の補助金又は負担金の交付を受けていないもの | 　オリンピック200,000円世界選手権（隔年開催以上）　100,000円上記以外50,000円 |
| 国民スポーツ大会 | 　今治市に住民登録を有する個人であって、国民スポーツ大会に出場するものとし、次に掲げる全てに該当するものとする。(１)　大会に出場登録されている選手、監督、コーチ等(２)　当該大会への出場に対し、市から他の補助金又は負担金の交付を受けていないもの | 10,000円 |

別記様式第１号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（宛先）今治市長

（申請者）　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　（　　　　）　　　　－

**支援金交付申請書兼請求書**

　文化・スポーツ大会に選手等が出場しますので、今治市文化・スポーツ大会等出場支援金交付要綱第６条の規定により支援金の交付を申請します。また、交付決定となったときは、本状をもって請求します。

記

1. 申請額（請求額）　　　　　　　　　　　　　円
2. 大会内容

大会名

日　時

場　所

1. 添付書類

(１)　全国大会及び国際大会　大会要項の写し、選手等名簿及び予選大会結果又は推薦書

(２)　国民スポーツ大会　大会要項の写し及び第５条に規定する委任を証する書面

1. 振込先口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　支店 |
| 種　　　別 |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |

別記様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今治市指令記号第　　号

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　**支援金不交付決定通知書**

　　　　　年　　月　　日付け申請のあった今治市文化・スポーツ大会等出場支援金について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今治市長

【　交付しない理由　】

|  |
| --- |
|  |

別記様式第３号（第８条関係）

（宛先）今治市長

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　（申請者）

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　（　　　　）　　　　－

**文化・スポーツ大会等出場結果報告書**

　　文化・スポーツ大会に出場しましたので、今治市文化・スポーツ大会等出場支援金交付要綱第８条の規定により、次のとおり出場実績を報告します。

１　大会内容

　　　　大会名

　　　　日　時

　　　　場　所

２　添付書類

　　　　大会結果が確認できる書類